様式１号

令和８年 11 月 16 日

質疑書兼回答書

（件名）　茨木市広告入り空家等対策・啓発冊子の無償提供業務
について　質問　・　回答　します。

質問事項	回答
実施要領Ｐ３　８企画提案書等の作成及び提出（２） 企画提案書の付随資料として提案デザインの原寸出力見本を別途提出することは可能ですか。	可能です。ただし、付随資料も含めて表紙、目次を除いて 10 ページ以内（A4 サイズ）でお願いします。
実施要領Ｐ６　１２無償提供者候補者との協定締結協議 締結する協定書について、貴市と協議のうえ、加筆修正をすることは可能ですか。	協定内容については事前に協議いたします。
実施要領Ｐ６　１３情報公開 評価項目に則り企画提案書を作成した場合、企画提案書には本業務における取組方針やノウハウ、プロセスを記載することになります。情報公開請求がなされた場合、茨木市情報公開条例第７条２項に則り、意見書を提出する機会はいただけますか。	茨木市情報公開条例第７条第２号に該当する情報は非公開としますが、公開した場合の不利益の有無等の判断がつかない場合は意見を聴取することもあります。
基本業務内容 掲載内容 ② の内容として、市の相談窓口や制度などを掲載する提案をした場合に、市より情報のご提供などをいただくことは可能ですか。	可能です。市から情報提供いたします。

基本業務内容 掲載内容 「③ は、① ② との区別が明確となるように、工夫を行うこと。」とありますが、弊社は、広告の配置場所として、掲載記事の下部等を考えています。 掲載情報と広告との明確な区分に配慮したデザインであれば、記事下部への広告掲載は可能ですか。	掲載情報と広告との区別が明確であれば、広告の掲載位置は問いません。
基本業務内容 納品場所 市が指定する納品場所として、何箇所程度を想定していますか。	現時点では１か所の想定です。

※提出期限は、令和８年 11 月 13 日　午後５時です。（ＦＡＸ・電子メール）

※質問がない場合は、提出不要です。

※質問及び回答は、令和８年 11 月 16 日までにホームページに随時掲載します。

茨木市　都市活力部　居住政策課
FAX　０７２－６２０－１７３０
メールアドレス：kyojyu@city.ibaraki.lg.jp

様式１号

令和８年 11 月 16 日

質疑書兼回答書

（件名）　茨木市広告入り空家等対策・啓発冊子の無償提供業務
について　質問　・　回答　します。

質問事項	回答
個人の実績証明（実施要項７(1)・様式４号） 協定書等に従事者の個人名の記載がない場合、協定書等に加え、担当者氏名・担当業務・従事期間を記載した事業者作成の従事実績説明書を添付する方法で、管理責任者・担当者の実績を証明できますか。別途必要な資料があればご教示ください。	協定書等に従事者の個人名の記載がない場合でも、協定書の写し等により事業者の履行実績が証明できれば、担当者の従事証明は必要ありません。

※提出期限は、令和８年 11 月 13 日　午後５時です。（ＦＡＸ・電子メール）
※質問がない場合は、提出不要です。

※質問及び回答は、令和８年 11 月 16 日までにホームページに随時掲載します。

茨木市　都市活力部　居住政策課
FAX　０７２－６２０－１７３０
メールアドレス：kyojyu@city.ibaraki.lg.jp